

教育活動における熱中症事故の防止について（令和4年7月1日）



校長 並木信治

日頃より、本校の教育活動に御理解、御協力いただき、ありがとうございます。

6月27日（月）の梅雨明け以降、連日記録的な猛暑が続いています。東京都においては、熱中症予防対策をより強化する必要があることから、**令和4年7月8日（金）までの期間、基本的対策に加え強化対策を実施することといたしました。**

つきましては、本校の対策を以下のとおりまとめましたので御確認ください。安心・安全な教育活動の実施について、御理解、御協力をお願いいたします。

1 基本的対策

- (1) 空調の利いている交通機関乗車時を除く登下校時には、会話を控え、他の人との間隔を確保した上で、マスクを外す。
- (2) 体育の授業および運動部活動においては、児童・生徒の間隔を十分に確保した上で、マスクを外す。
- (3) 水筒等の持参を徹底し、授業中にも適宜水分補給する環境を整えるなど熱中症予防に努める。

2 令和4年7月8日（金）までの強化対策

- (1) 屋外（グラウンド・プール等）での活動において、活動前・活動中に必ず暑さ指数（WBGT）を正確に計測して、その値が28以上の場合は、原則、屋外での活動を中止し、屋内での空調設備が整った場所での活動にするなど、適切な措置を講ずる。
- (2) 屋内（体育館等）での活動においても、（1）と同様の扱いとする。
- (3) 熱中症警戒アラートが発表された場合は、原則、屋外での活動を中止とする。